

短期集中予防サービスに関する質問・回答【7月31日時点】

|   | 質問                                                           | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 本人や家族から、居宅介護支援事業所に、新規での申請について相談が寄せられる場合、包括センターへの相談を勧めた方が良いか。 | <p>居宅介護支援事業所に寄せられた相談で、新規申請に関する場合であっても、一旦、居宅介護支援事業所事業所での相談対応をお願いしたいと考えています。</p> <p>その際、本人の状態や意向など、状況によって、短期集中予防サービスによる効果が見込まれると思われる場合は、原則として、短期集中予防サービスの利用を前提となることを踏まえ、ご対応をお願いします。</p> <p>なお、相談の段階において、非該当となることが見込まれる場合も考えられます。この場合、包括センターへの相談を本人に勧めていただいても結構です。</p> |
| 2 | 本人が短期集中予防サービスの利用に納得しない場合はどうするのか。                             | <p>居宅介護支援事業所において、本人との相談の際、本人の納得が得られないようなことも想定されます。</p> <p>こうした場合、包括センターにつないでいただき、包括センターから本人へ説明します。</p> <p>なお拒否される場合は、包括と福祉課とで協議し、市において判断することになります。</p>                                                                                                              |
| 3 | すでに介護サービスを利用中の入、更新で要支援の場合も対象になるか。                            | <p>原則として、初めて介護保険サービスの利用を相談する人、初めて介護保険サービスを利用する人を対象としています。</p> <p>一方、すでに、サービス利用をしている人で、短期集中予防サービスの利用により元の自立した生活に戻るとの効果が見込める場合もありますので、個別に包括センターにご相談いただくことをお願いしたいと思います。</p> <p>ただし、要介護の認定の人は、多くは一定のサービスが必要な状態であるとして、短期集中予防サービスの利用の対象としていません。</p>                       |
| 4 | 短期集中予防サービスは他のサービスとの併用もあるのか。                                  | <p>原則として、他のサービスとの併用はありません。ただし、福祉用具の利用や住宅改修などは、これを基に、自立した在宅生活を本人自身で送ることができるものであるため、短期集中予防サービスとの併用はあり得ると考えています。</p> <p>このことについても、個別の状況による対応になります。</p>                                                                                                                 |

|   | 質問                                                                                                  | 回答                                                                                                                                              |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 | ケアマネジメントの実施を居宅介護支援事業所に委託されることもあるのか。                                                                 | 短期集中予防サービスの利用に関するケアマネジメントの実施は、包括センターが行います。<br>ケアプランについても、居宅介護支援事業所への委託ではなく、包括センターで対応します。                                                        |
| 6 | 暫定でのサービス利用の場合、取り扱いはどうなるのか。                                                                          | 暫定利用の場合も多々あると思います。想定されるパターンを踏まえ、現在、取り扱いについて、整理しているところです。                                                                                        |
| 7 | 短期集中予防サービスを導入するに至った経緯や背景を教えてください。                                                                   | 介護保険制度で目指している、自立支援、介護予防の一層の充実に、今回改めて取り組むものです。                                                                                                   |
| 8 | サービス利用に自己負担はないようだが、財源について教えてください。                                                                   | 介護保険に係る予算を財源に充てています。<br>約3か月間のサービス提供は、自立支援を目的とした本人へのケアマネジメントの実施としての取り組みとして位置づけ、自己負担は不要としております。                                                  |
| 9 | 今回開始される短期集中予防サービスは通所となっている。<br>通所ではなく、訪問型サービス（ホームヘルプ）を希望している場合や、入浴ができないが通所サービスを希望しない場合、どのように対応するのか。 | 訪問型サービスを希望されている場合（又は通所を希望されていない場合）においても、地域包括支援センター、リハビリテーション専門職の自宅訪問によるアセスメントを行い、本人の状態を確認し、短期集中予防サービスによる効果が見込める場合、原則として、短期集中予防サービスを利用することとなります。 |